

**○消防法第8条の2第1項の規定に基づき、統括防火管理者を定めなければならない
地下街の指定**

(平成26年3月18日消防告示第4号)

消防法(昭和23年法律第186号)第8条の2第1項の規定に基づき、統括防火管理者を定めなければならない地下街を次のとおり指定する。

- 1 地下街(消防法第8条の2に規定する地下街をいう。以下同じ。)において、店舗、事務所その他これらに類する施設の数が2以上のもの
- 2 建築物で、地階部分が地下街の一部を構成しているもの
- 3 建築物で、地階部分が地下街の形態をなしているもの

附 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 防火管理のための協議会を組織しなければならない地下街の指定(昭和44年5月29日消防告示第1号)は、廃止する。